

令和5年度 公文書開示状況（令和5年12月決定分）

福祉局

表の見方

＜決定区分＞について

・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」と表記しています。

＜（根拠規定）条例7条＞について

・一部開示、不開示及び存否応答拒否について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」と表記しています。

・各号に定める非開示事項は以下のとおりです。

- 7条1号 法令秘情報
- 7条2号 個人情報
- 7条3号 事業活動情報
- 7条4号 犯罪の予防・捜査等情報
- 7条5号 審議、検討又は協議に関する情報
- 7条6号 行政運営情報
- 7条7号 任意提供情報
- 7条8号 特定個人情報
- 7条9号 死者の個人番号

＜公文書の件名＞について

- ・特定の個人名、法人名及びそれらの特定に結びつく可能性のある情報は、〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

＜公文書の総枚数＞について

・CD-R等に複写し交付している場合や、文書不存在等により公文書を交付していない場合は、総枚数欄が空欄になります。

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R5. 12. 5	R5. 12. 18	福祉研修の将来構想（案）－社会福祉センター研修所建設のために－				1												東京都における当該公文書の保存期間が終了し、当該公文書を廃棄し現に保有していないため。	福祉局総務部職員課
2	R5. 11. 28	R5. 12. 11	（１）東京都令和２年度宿泊所の現況調べ集計結果 （２）東京都令和３年度宿泊所の現況調べ集計結果 （３）東京都令和４年度宿泊所の現況調べ集計結果	14	1															福祉局生活福祉部保護課
3	R5. 11. 28	R5. 12. 11	（１）「令和２年度 宿泊所の現況調べ」の実施について（依頼）（令和２年８月12日付２福保生保第539号） （２）「令和３年度 宿泊所の現況調べ」の実施について（依頼）（令和３年９月９日付３福保生保第637号） （３）「令和４年度 宿泊所の現況調べ」の実施について（依頼）（令和４年８月３日付４福保生保第456号） （４）「令和５年度 宿泊所の現況調べ」の実施について（依頼）（令和５年８月１日付５福祉生保第148号）	46		1									1				（７条６号） 公にすることにより、業務目的以外のメールが送信されるなど、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	福祉局生活福祉部保護課
4	R5. 12. 5	R5. 12. 13	集計表（R４．５．１時点 複数人居室有施設の状況）	2	1															福祉局生活福祉部保護課
5	R5. 12. 5	R5. 12. 13	（１）「宿泊所（複数人居室）の現況調べ（令和４年５月１日時点）」の実施について（依頼）（令和４年５月24日付４福保生保第242号） （２）「宿泊所（複数人居室）の現況調べ（令和４年８月１日時点）」の実施について（依頼）（令和４年８月３日付４福保生保第458号） （３）集計表（R４．８．１時点 複数人居室有施設の状況） （４）「宿泊所（複数人居室）の現況調べ（令和４年12月１日時点）」の実施について（依頼）（令和４年12月６日付４福保生保第925号） （５）集計結果（R４．12．１時点 複数人居室有施設の状況）	50		1						1			1				（７条３号） 公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる情報であるため （７条６号） 公にすることにより、業務目的以外のメールが送信されるなど、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	福祉局生活福祉部保護課
6	R5. 12. 8	R5. 12. 18	「頻回受診者に対する適正受診指導について」の一部改正について（平成30年６月１日付社援保発第0601号）	10	1															福祉局生活福祉部保護課
7	R5. 12. 8	R5. 12. 20	定住外国人が受給権を欠くとするものの根拠の開示請求に関して、厚生労働省（令和５年11月１日付厚生労働省発社援1102第５号）と東京都（令和５年３月１日付４福保生保第1274号）の決定内容が異なる根拠。					1											当該公文書は、東京都福祉局生活福祉部保護課において作成及び取得していないため、存在しない。	福祉局生活福祉部保護課
8	R5. 12. 8	R5. 12. 20	令和４年２月14日付厚生労働省発社援0214第２号、令和５年６月６日付厚生労働省発産情0606第１号及び厚生労働省発社援1025第３号の決定内容と〇〇の判断が異なる根拠。					1											当該公文書は、東京都福祉局生活福祉部保護課において作成及び取得していないため、存在しない。	福祉局生活福祉部保護課
9	R5. 12. 11	R5. 12. 25	令和４年度指導検査結果報告書（杉並区高円寺事務所分）	8		1					1				1				（７条２号） 特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため。 （７条６号） 公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため	福祉局生活福祉部保護課

月 整 理 番 号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
10	R5. 10. 3	R5. 12. 1	令和３年度、４年度東京都被害女性等支援事業において、仮に実際とは50％程度異なる等、四半期の実施状況報告書内訳で杜撰な実績額を提出していたと判明した場合に契約上の義務違反とする文書。契約書第１条第２項等が該当する場合は契約書を開示のこと。					1											福祉局子供・子育て支援部育成支援課
11	R5. 10. 3	R5. 12. 1	令和３年度、４年度東京都被害女性等支援事業において、仮に実際とは50％程度異なる等、四半期の実施状況報告書内訳で杜撰な実績額を提出していたと判明した場合でも契約上の義務違反でないとする文書。契約書第１条第２項等が該当しない場合は契約書を開示のこと。					1											福祉局子供・子育て支援部育成支援課
12	R5. 10. 5	R5. 12. 4	令和５年度東京都若年被害女性等支援事業補助金概算払請求書			1					1							(7 条 2 号) 特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
13	R5. 10. 5	R5. 12. 4	令和５年度 若年被害女性等支援事業補助金交付申請した〇〇の令和４年４月～令和５年３月期間の決算報告書類一式					1											福祉局子供・子育て支援部育成支援課
14	R5. 10. 5	R5. 12. 4	令和５年度若年被害女性等支援事業に係る実施状況報告書	37		1					1	1			1			(7 条 2 号) 特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため。 (7 条 3 号) 公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる情報であるため (7 条 6 号) 公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
15	R5. 10. 9	R5. 12. 8	・ 令和４年５月16日付４ 福保子育て第615号 ・ 令和４年５月23日付４ 福保子育て第699号 ・ 令和４年５月23日付４ 福保子育て第700号 ・ 受講申込一覧	10		1					1							・ 条例第 7 条第 2 号に該当	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
16	R5. 10. 5	R5. 12. 8	5 福保子育て第935号	327		1					1	1	1		1			・ 条例第 7 条第 2 号に該当 ・ 条例第 7 条第 3 号に該当 ・ 条例第 7 条第 4 号に該当 ・ 条例第 7 条第 6 号に該当	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
17	R5. 10. 9	R5. 12. 8	・ 令和５年度社会的養護処遇改善加算対応研修事業 ・ 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業委託契約 ・ 令和５年度児童養護施設等の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に必要な人材を育成する研修事業実施委託契約 ・ 児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染症の集団発生時の職員応援派遣体制確保事業委託契約 ・ 施設運営向上コンサルティング事業委託契約	213		1					1		1					・ 条例第 7 条第 2 号に該当 ・ 条例第 7 条第 4 号に該当	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
18	R5. 10. 9	R5. 12. 8	令和５年度保育人材確保事業 契約書、事業計画書	39		1						1	1					・ 条例第 7 条第 3 号に該当 ・ 条例第 7 条第 4 号に該当	福祉局子供・子育て支援部保育支援課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
19	R5. 10. 10	R5. 12. 8	R 3 ～ R 4 年度 東京都ひとり親家庭支援センター事業について ・委託事業者選定にかかる存在する関連記録のすべて、稟議書や議事録、決定書の類 ・受託者と都の間でやりとりがされた存在する関連記録のすべて、委託契約書、事業計画書、事業計画承認通知、実施状況報告書の類	1058	1															福祉局子供・子育て支援部企画課
20	R5. 10. 10	R5. 12. 8	R 3 ～ R 4 年度 東京都ひとり親家庭支援センター事業について ・委託事業者選定にかかる存在する関連記録のすべて、稟議書や議事録、決定書の類 ・受託者と都の間でやりとりがされた存在する関連記録のすべて、委託契約書、事業計画書、事業計画承認通知、実施状況報告書の類			1					1	1	1		1				・ 条例第 7 条第 2 号に該当 ・ 条例第 7 条第 3 号に該当 ・ 条例第 7 条第 4 号に該当 ・ 条例第 7 条第 6 号に該当	福祉局子供・子育て支援部企画課
21	R5. 10. 10	R5. 12. 8	6 福祉子育て第710号	7		1					1	1	1						・ 条例第 7 条第 2 号に該当 ・ 条例第 7 条第 3 号に該当 ・ 条例第 7 条第 4 号に該当	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
22	R5. 10. 9	R5. 12. 8	令和 4 年度 5 月 10 日以前に「〇〇」より提出された令和 3 年度東京都若年被害女性等支援事業に関する実施状況報告書	22		1						1			1				・ 条例第 7 条第 3 号に該当 ・ 条例第 7 条第 6 号に該当	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
23	R5. 10. 9	R5. 12. 8	「令和 4 年度社会的養護処遇改善加算対応研修実施委託契約」の仕様書第 2 条で「4 月 1 日以降の同種行為も当該契約とみなす」の但し書きがあり 3 ヶ月前に募集した研修の支払いを行った。浄化槽保守のような市民生活に影響を及ぼす常時必要な業務でもない研修事業で 3 ヶ月遡る追認を行う地方自治法上の契約、財務又は会計等に関する根拠資料（法規則、契約手引き、通達等の資料）。					1												福祉局子供・子育て支援部育成支援課
24	R5. 10. 9	R5. 12. 8	「令和 4 年度社会的養護処遇改善加算対応研修実施委託契約」では契約の 3 ヶ月前から委託事業と称して研修対象者の募集を開始し、契約前にした研修に対して支払いをしている。国においては契約前の履行を会計法令等に違背とするが、都においてこのような契約を可能とする一切の根拠書類。					1												福祉局子供・子育て支援部育成支援課
25	R5. 10. 13	R5. 12. 12	R 3 , R 4 年度の東京都若年被害女性支援事業の 4 団体との契約の履行確認に関して、平成22年 7 月 16 日付22財経総第716号通知第 3 条(1)に基づき行った報告、第 3 条(2)に基づき確認した一切の文書。	8	1															福祉局子供・子育て支援部育成支援課
26	R5. 10. 13	R5. 12. 12	R 3 , R 4 年度の東京都若年被害女性支援事業の 4 団体との契約の履行の完了の確認に関して受託者の立会を必要としないとする根拠の文書。					1												福祉局子供・子育て支援部育成支援課
27	R5. 10. 13	R5. 12. 12	R 3 , R 4 年度の東京都若年被害女性等支援事業の 4 団体との契約で実施した検査に関して受託者の立会を必要としないとする根拠の文書。					1												福祉局子供・子育て支援部育成支援課
28	R5. 10. 14	R5. 12. 13	R 3 東京都若年被害女性等支援事業の以下の日付のある通年の実施状況報告書について、実際に受託者から提出された日を客観的に証明、推定できる文書・記録 ・ 〇〇： 4 ／ 1 付け ・ 〇〇： 5 ／ 27 付け ・ 〇〇： 4 ／ 14 付け ・ 〇〇： 4 ／ 10 付け					1												福祉局子供・子育て支援部育成支援課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
29	R5. 10. 15	R5. 12. 14	R 3, R 4 東京都若年被害女性等支援事業で、実績額報告、検査、完了届、清算の手続き後に、事実と異なる実績額報告及び一部費目の過払いが発覚した場合に、履行期間中に全く報告のなかった他の当該事業の経費を都が追認し充当しなければならないとする契約上拘束力のある文書。契約書、仕様書が該当する場合は該当条項を通知のこと（交付は不要）。																	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
30	R5. 10. 16	R5. 12. 15	R 3, R 4 の東京都若年被害女性等支援事業に関する以下の文書 ・仕様書第 8 条に基づき実施した実施状況報告書の提出期日の指定に関する文書 ・契約書第 7 条第 4 項に基づき実施した検査日時の指定に関する文書																	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
31	R5. 10. 17	R5. 12. 15	東京都若年被害女性等支援事業の令和 4 年12月28日付監査結果 p. 13（エ）において福祉保健局は履行確認した旨を受託者に伝えたとしている。R 3, R 4 年度の同事業受託 4 団体への履行確認結果又は検査結果伝達に関する一切の文書、メール等の記録。																	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
32	R5. 11. 2	R5. 12. 28	〇〇園に関する書類のうち、次のもの。 ・認証保育所事業実施要綱の13（1）の申請書及びそれに付随する資料（認証保育所事業実施細目の11（2）に記載されているもの） ・当該認証保育所を認証するときの都の決裁文書	134		1					1	1	1		1				・ 条例第 7 条第 2 号に該当 ・ 条例第 7 条第 3 号に該当 ・ 条例第 7 条第 4 号に該当 ・ 条例第 7 条第 6 号に該当	福祉局子供・子育て支援部保育支援課
33	R5. 10. 29	R5. 12. 28	令和 5 年度東京都若年被害女性等支援事業における以下に関する一切の文書 ・補助金交付要綱第10条で別に定めるとする各四半期の実施状況報告書の提出日 ・第 1, 第 2 四半期の各交付団体の実施状況報告書と提出日 ・提出期日を守らなかった団体に対して講じた是正処置	83		1					1	1			1				・ 条例第 7 条第 2 号に該当 ・ 条例第 7 条第 3 号に該当 ・ 条例第 7 条第 6 号に該当	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
34	R5. 10. 30	R5. 12. 28	5 福保子育て第315号、5 福保子育て第318号、5 福保子育て第726号、5 福保子育て第1150号	868	1															福祉局子供・子育て支援部育成支援課
35	R5. 10. 30	R5. 12. 28	・ 5 福保子育て第755号 ・ 委員承諾書 ・ 補助金審査会当日資料 ・ 5 福保子育て第935号 ・ 実施状況報告書	868		1					1	1	1		1				・ 条例第 7 条第 2 号に該当 ・ 条例第 7 条第 3 号に該当 ・ 条例第 7 条第 4 号に該当 ・ 条例第 7 条第 6 号に該当	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
36	R5. 10. 30	R5. 12. 28	・ 5 福祉子育て第1150号	63	1															福祉局子供・子育て支援部育成支援課
37	R5. 10. 30	R5. 12. 28	・ 令和 5 年度若年被害女性等支援事業に係る実施状況報告書(第 2 四半期)	63		1					1	1			1				・ 条例第 7 条第 2 号に該当 ・ 条例第 7 条第 3 号に該当 ・ 条例第 7 条第 6 号に該当	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
38	R5. 10. 24	R5. 12. 18	令和元年度～令和 4 年度630調査 精神病床をもつ医療機関用調査票 提出調査票 1 から48（令和 4 年度のみ49）まで、外来・リエゾン調査票及び訪問看護調査票 全病院分 但し入力担当者氏名、所属部署は除く （毎年度分）	20300	1															福祉局障害者施策推進部精神保健医療課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
39	R5. 10. 24	R5. 12. 18	令和元年度～令和 4 年度630調査 精神病床を持つ医療機関用入力票 精神保健福祉資料の作成（630調査）について（依頼）（毎年度分）			1					1								個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため （東京都情報公開条例第 7 条第 2 号に該当）	福祉局障害者施策推進 部精神保健医療課
40	R5. 10. 24	R5. 12. 18	令和 2 年度630調査 精神病床を持つ医療機関用調査票 提出調査票 1 から48まで 但し入力担当者氏名及び所属部署は除く。（〇〇病院・医療法人〇〇病院）					1											〇〇病院及び医療法人〇〇病院から提出された調査票については、紙媒体で提出されており、既に厚生労働省に提出しているため、都では現に保有しておらず、不存在であるため。	福祉局障害者施策推進 部精神保健医療課
41	R5. 11. 3	R5. 12. 25	1. 令和 4 年 4 月 7 日付事故報告書 2. 令和 4 年 4 月 18 日付事故報告書 3. 令和 4 年 7 月 14 日付事故報告書 4. 令和 4 年 8 月 18 日付事故報告書 5. 令和 4 年 9 月 12 日付事故報告書 6. 令和 4 年 9 月付事故報告書 7. 令和 4 年 10 月 19 日付事故報告書 8. 令和 4 年 10 月 21 日付事故報告書 9. 令和 4 年 11 月 3 日付事故報告書 10. 令和 4 年 12 月 24 日付事故報告書 11. 令和 5 年 3 月 28 日付事故報告書	23		1					1	1							（ 7 条 2 号） 個人情報であり、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものであるため。 （ 7 条 3 号） 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。	福祉局障害者施策推進 部施設サービス支援課